

輸出入検疫関係－郵便検査業務について－

海外から送られてくる郵便物は、全国6か所の国際郵便通関交換局（以下「交換局」という。）に集荷され、関係法令に基づく審査や検査、通関手続きが行われた後、名宛人に配達されている。苗、種子、青果物、穀類、まめ類、飼料などの植物類を輸入する場合は、植物防疫法に基づき、輸出国の植物防疫機関が発行した検査証明書を添付する必要がある。また、植物防疫官が交換局に出向き、交換局からの通知に応じ、郵便物として輸入された植物類が輸入禁止品に該当しないか、病害虫が付着していないか等の検査を行っている。

近年の電子商取引の普及に伴い誰でもインターネットで容易に植物類を注文・購入できるようになり、全国の交換局における植物類の検査件数は年々増加している。その一方で、検査証明書無添付など植物検疫のルールに適合しない植物類が輸入され廃棄となるケースが増えている。また、郵便物の外装に貼付される税関告知書に植物類が入っていることが記載されていないと、交換局から植物防疫所に通知されず、検査を受けずに名宛人に配達されてしまうことがある。このような郵便物を受け取った者は、植物防疫所に届け出て、検査を受ける必要がある。

植物防疫所では、このようなトラブルを避けるため、郵便物として植物類を輸入する際の注

意事項などを植物防疫所ホームページに掲載している。



国際郵便物での植物類の輸入について



ネットショップで植物を購入する際の注意事項

海外から郵便物として送られてくる植物類は多種多様で、検査件数も年々増加していることから、植物防疫所では、高まる病害虫侵入リスクに対して検査体制を強化し、的確かつ迅速な検査の実施に取り組んでいる。



確実に検査が行われるよう、植物が入っている旨の表示をお願いします。（例）



検査に合格すると合格証印が押されます。

ポジティブリスト対象病害虫の解説

－ *Anastrepha striata* －

Anastrepha striata は、中南米の一部に分布するミバ工科の一種であり、寄主範囲が広く、様々な植物の生果実寄生することが確認されている。本種は、特にバンジロウを好み、未熟果の段階から被害が生じるため、発生地では深刻な被害が報告されている。

日本では本種の寄主植物であるバンジロウ、スイートオレンジ、マンゴウ、クダモノトケイ（パッションフルーツ）、パパイヤ等が栽培されているため、本種が侵入した場合に経済的影響を及ぼす可能性がある。

成虫は果実の表皮下に産卵し、卵は3～6日でふ化する。幼虫は果肉を15～25日間加害したのち土壌中で蛹化し、15～19日後に羽化する。発生地においては、成虫は年間を通じて出現する。

本種の防除方法として、寄生果及び落果の除去、殺虫剤の散布が実施されている。

本種は寄生果の移動によって分布を拡大し、近年もブラジル南部で人為的な要因により発生したことが示唆されている。

諸外国の本種発生地に対する輸入検疫措置の例として、大韓民国は、寄主植物の生果実を輸入禁止、インド、アメリカ合衆国、オーストラリア及びニュージーランドは、輸出国に対し本種の殺虫

を目的とした生果実への熱処理等を求めている。

本種は日本未発生のため、植物防疫法施行規則において検疫有害動物と規定し、発生国からの寄主植物の輸入に際し、以下の検疫措置を2021年4月28日から要求している。なお、対象国、植物及び検疫措置に関する詳細な情報は、植物防疫所ホームページの植物検疫情報を参照されたい。

○主な対象国：エクアドル、コロンビア、ブラジル、ペルー、メキシコ等

○主な対象植物：ウルシ科（マンゴウ等）、フトモモ科（レンブ、バンジロウ等）、スイートオレンジ等の生果実

○検疫措置：輸出国により定められた作業計画に従った措置（無発生地域の設定又は殺虫処理）を実施し、本種に侵されていない旨を検査証明書に特記する。

発行所 横浜植物防疫所

発行人 森田 富幸

編集責任者 青木 勇治

掲載 植物防疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/index.html>

無断転載禁止

